

市からのお知らせ

安全・安心

税・保険・年金

健康・福祉

人権

子育て・教育

アウトドア・スポーツ

文化・交流

公共機関・団体
市民情報ひろば

新型コロナウイルス感染拡大防止のために

- 電話での予約や郵送など、非接触での各種手続きなどに、協力をお願いします。
- 広報誌に掲載されているイベントや講座などは、感染防止対策を講じた上で実施します。今後の感染拡大状況によっては、中止又は内容が変更となる場合がありますので、事前に担当課などに確認してください。

※掲載している情報は、4月15日時点です。

インフォメーション



市民公益活動災害補償制度

市民活動を安心して行ってもらうため、公益活動中に起きた事故によるけがなどの傷害や賠償責任を負ったときに市が契約した保険を活用できます。事故などが発生したときは市へ報告してください。

対市民5人以上の団体による、自主的で営利を目的としない、日帰りで行う市民公益活動(地域社会活動、青少年健全育成活動、社会福祉・社会奉仕活動など) **¥無料** **他市へ**の事前登録は不要 **HP 3353** **申当日直接**

委員会など
傍聴
できます

男女共同参画審議会

時 5月24日(火) 午前10時 **所**
市役所議会議棟4階第一委員会室
定 5人(先着順)
申 当日直接
問 人権・男女共同参画課 (☎)
825・2168)

感染者等感染拡大防止

協力支援金の廃止

本市では、新型コロナウイルス感染症感染者及び濃厚接触者又は新型コロナウイルスに対する対処方針に基づき行う1週間以上の学級休業、学年休業及び完全休校並びに完全休所する措置に該当する世帯に対し、新型コロナウイルス感染症拡大の防止及び精神的・経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内で支援金を交付してまいりました。しかし、今般のオミクロン

株の急速な拡大などを受け、当初確保していた予算を超過することとなり、該当するすべての人に交付すべく予算確保に向けた取り組みを行っていましたが、かなえることができず、残念ながら支援金交付を打ち切ることとなりました。ご理解いただきますようお願いいたします。

問 新型コロナウイルス感染症対策室 (☎800・5771)

市 政

令和3年度 定期監査などの結果

定期監査は、市監査委員が年に1回行っています。

令和3年度の定期監査での指摘は46件で、主な指摘事項及び指導内容は次のとおりです。

△財産の管理について▽
公有財産の貸し付けを行うとき、

問 各団体の担当課又は市民活動振興室 (☎825・2120)

契約書の不備や合議漏れなどがあったことから、市の規則・規定に基づき、適正に事務手続きを行うよう指導しました。

△現金管理について▽
市民から受け取った現金の銀行への払い込みが遅れていたことから、現金の紛失などの事故を未然に防ぐために受け取った現金は原則翌日までに銀行へ払い込むよう指導しました。

今後、的確・適正に事務が執行され、行政の信頼性が向上するよう監査を実施していきます。

※定期監査等結果報告書は市ホームページ「監査事務局」又は市役所本

館1階市民情報コーナーで見ることが出来ます。

問 監査事務局 (☎825・2423)

**令和3年度
包括外部監査の結果**

包括外部監査は、公認会計士や弁護士など専門知識を有する外部の者が行う監査です。

令和3年度は「補助金等に係る事務の執行について」をテーマとして実施した結果、8件の指摘(正しく精算が行われていないケースが発見された状況に鑑み、今後の審査体制について見直しを検討するべきなど)と73件の意見を受けました。

今後、指摘や意見を踏まえ、市として必要な対応を行います。

※包括外部監査結果報告書は市ホームページ「監査事務局」又は市役所本館1階市民情報コーナーで見ることが出来ます。

問 監査事務局 (☎825・2423)

手続き

**離婚前後の親の裁判外紛争
解決手続の費用を補助**

離婚後の養育費、面会交流などについての取り決めに係る裁判外紛争解決手続(ADR)の利用に要した費用の一部を補助します。

内 認証ADR事業者又は弁護士会に支払った申込料、依頼料に相当する費用及び1回目の調停期日に係る

費用(上限4万円)

対 市内在住で対象となる児童を養育している①離婚前後の親②事実上婚姻関係と同様の事情にある親で、その解消を考えている親及び解消後の親③婚姻せずに親となった人

HP 16074

申 問 申請書(子どもを守る課で配布又は市ホームページからダウンロード)に合意書などの写し、領収書などを添付し、直接窓口又は郵送で子どもを守る課(〒572-8533池田西町28番22号 ☎812・2210)

**戦没者などの遺族の皆さんへ
特別弔慰金の請求は
済んでいますか**

内 額面25万円(5年償還の記名国債)

※①請求期間を過ぎると受けることができなくなります②令和2年4月1日以降に特別弔慰金を請求した人や国債を受け取っている人は、改めての手続きは不要です。

HP 5362

申 問 令和5年3月31日(金)までに直接窓口又は郵送で福祉総務課(〒572-8566池田西町24番5号 ☎838・0171)

くらしの情報

**水道水の
にごり水発生について**

3月25日午後から3月26日にかけて

て発生した水道水のごり水により、市民の皆さんには多大なるご迷惑とご不便をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

にごり水は、楠根配水場低区配水ポンプ更新工事での漏水が原因で発生し、主に下神田町、御幸東町及びその他一部地域が影響を受けました。にごり水解消のため、水道本管の洗浄作業を行い、水質に問題がないことを確認しました。

今回のにごり水に伴う各種相談などは、水道事業課に問い合わせてください。

今後とも、安全で良質な水道水を安定的に供給するため、このような事故が発生することがないように、再発防止に努めます。

問 水道事業課 (☎820・0036)

食用油の回収

時 5月27日(金) 午後1時～3時
所 市立消費生活センター 他 業務用油は回収しません。容器は持ち帰ってください。

HP 5435

問 「市消費者協会」前田(☎822・1997)

**京阪バスのダイヤ改正に伴う
イオンモール四條畷系統の延伸**

4月1日に京阪バスのダイヤ改正が実施されました。寝屋川市駅・イオンモール四條畷間の路線で、午前7時～午後8時の一部便を四條畷駅(四條畷市役所経由又は忍ヶ丘駅口

経由)まで延伸します。詳しくは、市ホームページ又は京阪バスホームページを見てください。

HP 3546

問 京阪バス株式会社経営企画室(☎075・682・2310) 又は市交通政策課(☎813・1207)

特殊詐欺電話相談

時 毎週火・木曜日(年末年始・祝日を除く) 午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)
内 還付金詐欺などの特殊詐欺について相談を電話で受け付けます 他 自動通話録音装置の無料貸与や振り込め詐欺撃退シールの配布も行っています

問 市立消費生活センター(☎828・0428)

募集情報

**「若者未来カフェ」の
参加者を募集**

「みんなのまち基本条例」の検証を行うに当たり、時代に即した見直しを行うため、カフェのような雰囲気の中で若者同士、市の未来について語り合う「若者未来カフェ」を開催します。未来を担う世代の意見を聞かせてください。

時 5月28日(土) 午後2時
所 市立中央図書館 対 市内在住・在職・在学(18歳～39歳の人) 定 20人程度(申込順) HP 18127
申 問 電子申請システム又は所定の

くらしのメモ
消費生活センターだより

相談受付は月～土曜日午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)

桜木町5番30号 ☎828-0397

**スマホをめぐる
トラブルにご用心**

スマートフォンを利用したインターネット上のトラブルについての相談が寄せられています。

<相談事例>

○定期購入
動画アプリを見ていたら、顔のシミが化粧品を塗るだけできれいに取れたという、漫画風の広告が流れてきた。気になり注文したら、定期購入で2回目が高額だった。小さな文字で表示されていたので気づかなかった。

○詐欺サイト
SNSで「△△免税店、閉店セール」という広告を見た。クリックすると人気ブランド時計が格安で販売されていたので注文した。商品が代引きで届いたが、偽物だった。
○サブスクリプション(定額制サービス)
「××の真実を教える」という書籍が100円で販売されていた。書籍のみ注文したつもりが、有料のメルマガ会員にもなっていたことに、クレジットカードの

引き落としで気づいた。
<アドバイス>
ネット広告は、商品の効果や低価格を強調する内容で閲覧を誘導しているものもあります。注文するときは、販売サイトの規約をよく確認するようにしましょう。



ファミリー・サポート・センター提供会員養成講習会

日 時	内 容
6月8日(水)	午前9時30分～午後0時30分 活動を円滑に進めるために
	午後1時～4時 子どもの栄養と食生活
9日(木)	午前9時30分～午後0時30分 救命講習
	午後2時～4時 身体の発達と病気
14日(火)	午前10時～正午 心の発達とその問題①
	午後1時～3時 心の発達とその問題②
17日(金)	午前10時～正午 安全・事故
	午後1時～3時 保育の心
23日(木)	午前10時～正午 子どもの遊び
	午後1時～2時 小児看護の基礎知識
27日(月)	午前10時～正午 子どもの世話

※①場所はラット3階セミナールームです②各講習会では一時保育を行います(要予約)。

用紙(市ホームページからダウンロード)を郵送で企画一課(〒572-8555本町1番1号 ☎825・2016)

**ファミリー・サポート・センター
提供会員の募集**

子どもの短時間預かり、保育所などへの送迎など、空いた時間に地域の子育てを支援する会員組織です。

提供会員養成講習会の日程は右の表のとおりです。

※①2年以内に全ての講習を受講する必要があります②講習会は年2回



ファミリー・サポート・センターの活動例

あります。
申 問 直接、ファミリー・サポート・

市からのお知らせ

安全・安心

税・保険・年金

健康・福祉

人権

子育て・教育

アウトドア・スポーツ

文化・交流

公共機関・団体
市民情報ひろば



センター(子育てリフレッシュ館内) 839・8817)

市安全推進協議会の委員を募集

犯罪や事故の防止などの安全推進施策について、意見交換できる委員を募集します。

現在、市の審議会などの委員に就任又は応募していない市内在住・在職・在学の18歳以上で、年2回程度(平日の昼間)の会議に出席できる人 定2人

▽任期 7月～令和6年6月
▽報酬 1回の出席につき9000円

▽選考方法 小論文及び面接
▽小論文のテーマ 「私が考える有効な防犯対策について」8000字程度、様式は自由

HP 8176
申 問 応募用紙(市役所市民情報コーナー)で配布又は市ホームページからダウンロード)と小論文を5月13日(金) 必着 必着に郵送又はメール(アドレスは問い合わせしてください)で監察課(〒572-8555本町1番1号 812・2246)

留守家庭児童会の指導員を募集

毎月、金曜日の午後1時30分～6時30分(長期休暇など変則勤務あり) 市内24公立小学校 留守家庭児童会での子どもたちの生活指導

により、VOC(揮発性有機化合物)・一般及び特定粉じん・有害物質などを排出する工場・事業場の施設や一部の特定建設作業について、規制対象が変わり、新たに規制の対象や対象外となる場合がありますので、確認してください。
※詳しくは、府環境農林水産部環境管理室事業所指導課のホームページを見てください。

環境保全課(824・1021)

花の種を無料配布

マリゴールド・サルビア・ニチニチソウ・コスモス・ヒマワリの種の配布(無くなり次第終了) 無料
申 問 5月2日(月)から申請書(公園みどり課で配布)を直接、公園み



▽時給 資格あり:1195円(保育士・教員免許など)、資格なし:1115円
※面接を行い、採用者を決定します。
申 問 直接、青少年課(813・0075)

環境・まちづくり

ゴーヤの苗を無料配布

窓の外側にゴーヤの苗を植え、グリーンカーテンを作りませんか。グリーンカーテンは室温の上昇を抑え、暑い夏に省エネ効果があります。

ゴーヤの苗の配布

Table with 3 columns: 日 時, 場 所. Rows for 5月17日(火), 18日(水), 19日(木) with specific time slots and locations like 西南コミュニティセンター.

どり課(825・2293)

緑の募金

大切な自然を守って地球温暖化を防止し、大阪を緑豊かにする募金です。個人や会社・団体などの協力をお願いします。

時 5月31日(火)まで
申 問 市役所総合案内、各シティ・ステーション、各コミュニティセンターなどに設置
問 公園みどり課(825・2293)

ひよつたんなどの苗を無料配布

5月16日(月)午前9時30分～午後5時 所 南寝屋川公園管理棟
申 問 ひよつたん・おもちゃカボチャの苗の配布 定約200株、1人2株まで(先着順、種類は選べません)
申 問 当日直接
問 南寝屋川公園管理事務所(824・6262)

相談

毎月第4土曜日の土曜法律相談

毎月第4土曜日午前8時30分～正午 所 市役所1階広聴相談室
申 問 内相統・借地・借家・不動産・離婚などの法的問題の相談 対市在住・在職・在学の人 定7人 無料
申 問 予約の方法
同じ週の月曜日(月曜日が祝日



時 所 上の表のとおり 1人5株まで(なくなり次第終了) 他 持ち帰り用の袋が必要。グリーンカーテンに協力してもらえらる市内事業所にも苗を配布します。詳しくは問い合わせください HP 18431
問 環境総務課(821・4055)

美しいまちづくり表彰者を募集

美化・清掃などボランティア活動を行っている人や団体に、6月12日(日)に開催する環境フェアで感謝状を贈ります。対象となる人を推薦してください。

市内の都市公園・広場・道路などで自主的かつ積極的に美化・清掃活動を5年以上にわたり月1回以上行っている個人又は団体(自治会・子ども会などを含む)
申 問 自薦・他薦は問いません。

のときは翌日)の午前9時から電話又はLINEで受け付けます(申込順)。

※平日の法律相談は、1週間前の同じ曜日(祝日・振替休日のときはその翌日)から予約できます。

HP 5559
問 市民サービス部広聴担当(824・1155)

出張マザーズコーナー

子育て中の人を対象にハローワークのスタッフによる無料の就労相談を行います。

時 5月13日・27日、いずれも金曜日午前9時50分～午後1時(1人40分程度) 所 リラット(市立子育てリフレッシュ館)3階ミーツイングリーム2 定 各日4人 他 予約が必要、完全個室、子ども連れ可 HP 4374

申 問 開催日の前々日までに市公式アプリ「各種予約」又は電話で市立産業振興センター(828・0751)

NPOなんでも相談

時 5月18日(水)午後2時～4時
申 問 所 市立市民活動センターフリースペース 内 NPO法人の設立手続きや会計処理、団体運営のアドバイスなど 定 4団体(申込順) 無料
申 問 5月13日(金)までに直接窓口又は電話で市立市民活動センター(812・1116)

申 問 5月11日(水)までに電話で環境総務課(821・4055)
空き家のリフォーム費用などを補助します

市内の空き家を購入した人に、リノベーション・リフォームの設計・監理費と工事費の一部を補助します。

市外在住で、義務教育終了前の児童がいる世帯又は夫婦のいずれかが満40歳未満の子育て世代 内 リノベーション:①設計・監理費の50%又は100万円のいずれか低い額②工事費の50%又は50万円のいずれか低い額、リフォーム:工事費の50%又は50万円のいずれか低い額 HP 18316
申 問 直接、住宅政策課(825・2266)

耐震不足木造住宅の除却費用の補助

工事着手前に申請が必要です。
申 問 昭和56年5月31日以前に建築された3階建て以下の木造住宅で耐震が不足しているもの
内 上限50万円を補助
申 問 直接、住宅政策課(825・2266)

事業者の皆さんへ生活環境保全に関する条例改正による届け出を忘れずに

大阪府生活環境の保全等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正

Advertisement for '広報ねやがわ' (Ne-yagawa Public Information) featuring a large headline '地元の人に届ける広告' (Ads that reach local people) and a list of benefits: 'ピンポイントに反響を見込める', '約11万5500部発行', '広報誌というブランド'. It also includes a QR code and contact information for advertising inquiries.

広告掲載の問い合わせ先は、36ページをご覧ください。

市からのお知らせ

安全・安心

税・保険・年金

健康・福祉

人権

子育て・教育

アウトドア・スポーツ

文化・交流

公共機関・団体市民情報ひろば

均等割額の軽減

軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	所得の判定区分(同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額)
7割	16,338円	【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者など※①の数-1)】を超えないとき
5割	27,230円	【基礎控除額(43万円)+28万5,000円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者など※①の数-1)】を超えないとき
2割	43,568円	【基礎控除額(43万円)+52万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者など※①の数-1)】を超えないとき

※①次のいずれかを満たす人ア給与などの収入金額が55万円を超える人④65歳未満かつ公的年金などの収入金額が60万円を超える人⑤65歳以上かつ公的年金などの収入金額が125万円を超える人②基礎控除額などの数値は、今後の税法改正などによって変動することがあります③軽減判定するときの総所得金額などには、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません④当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の人は、公的年金などの所得金額から15万円を控除して軽減判定します⑤世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得は軽減判定の対象所得に含まれます。

4461円、所得割率11・12%により保険料を算定します。
△保険料の納入▽
 7月に令和4年度の後期高齢者医療保険料額の決定通知書及び納入通知書を送付します。
△保険料の軽減措置▽
 世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額が軽減されます(左の表のとおり)。

※詳しくは問い合わせてください。
 HP 120041
問 府後期高齢者医療広域連合資格管理課(☎06・4790・2028)
 又は市市民サービス部後期高齢者医療担当(☎813・1190)
非自発的失業者の国民健康保険料の軽減
 倒産やリストラなどで失業した人

老齢基礎年金の受給
 国民年金の受給資格期間が10年以上ある人が原則として65歳になったときに受給できます。
 ▽受給資格期間 次の①～④のいずれかの期間
 ①国民年金保険料を納めた期間
 ②国民年金保険料の免除及び納付猶予や学生納付特例を受けた期間
 ③厚生年金保険や共済組合などの加入期間
 ④合算対象期間(カラ期間)
 ※手続きなど、詳しくは問い合わせください。
問 市民サービス部戸籍・住基担当(☎813・1211)

(非自発的失業者)の国民健康保険料を軽減することができます。
対 離職日に65歳未満の人で雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者のうち、離職理由コードが次のいずれかの人
 ○特定受給資格者: 11・12・21・22・31・32
 ○特定理由離職者: 23・33・34
 ▽軽減の期間 離職日翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで
 ▽必要書類 雇用保険受給資格者証・本人確認書類
問 市民サービス部国民健康保険担当(☎813・1182)

年金制度

納期限のお知らせ ～5月31日(火)までに納めましょう～

- ★固定資産税・都市計画税(徴収・納付担当) 全期・第1期
- ★軽自動車税(種別割、徴収・納付担当) 令和4年度分
- ★保育所保育料(保育課) 5月分
- ★留守家庭児童会保育料(青少年課) 5月分

<国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免>

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したなど一定の要件を満たす人は減免されます。詳しくは、各担当課に問い合わせてください。

